

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社ローソン	代表取締役社長	竹増 貞信	東京都	卸売業, 小売業	https://www.lawson.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2021年2月22日
-------	------------

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先と協力し、各センターの管轄店舗の見直しを行い、配送コースの最適化・ドライバーの拘束時間の削減等を図ると共に、自らも積極的に物流業務の改善を提案します。
2	A ⑦	運転以外の作業部分の分離	取引先や加盟店と協力し、通常の納品作業以外の付帯作業等のドライバー作業の削減および拘束時間の削減を推進します。
3	A ⑬	発注量の平準化	チルドセンター商品の納品便等の配送体制を、取引先と共に見直しを行い、月ごとや曜日ごとの波動の最小化・平準化を図ります。
4	A ⑮	納品日の集約	取引先と協力し、納品日の集約や分散を行うことで最適な配送体制を構築し、ドライバーおよび庫内作業員の負荷軽減を図ります。
5	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令を相互確認し、法令遵守を進めます。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象が発生した際や発生が見込まれる際には、取引先と協議し、ドライバーの安全を優先させる判断を行い、無理な配送依頼は行いません。

PR欄	ステークホルダー(利害関係者)の要請に応えるよう努力をしながら、企業の社会的責任を果たしていくことが、企業価値向上につながると考え、法令を遵守するとともに、環境保全にも積極的に取り組み、地域社会の一員として積極的に社会貢献活動を行って参ります。
-----	--